

教職教養 教育法規

■学校に関する法規 (3)

【監修】小林昌美 (目白大学教授)

ポイント

今回は学校に関する法規のうち、児童生徒に関する法規や出題難易度の高い法規などを学習します。

児童生徒に関する法規で最も頻出であるのが、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条に定められた「懲戒」に関する規定です。校長及び教員には懲戒権が認められていますが、いかなる場合にも体罰が許されないことは必ず押さえておきましょう。また近年、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」25文科初第1269号、平成25年3月13日及び「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」からも出題されていますので注意しましょう。

次に出題が多い内容としては学校教育法第35条に定める「性行不良による出席停止」でまた、学校には、児童虐待の防止に関する法律第5条「早期発見の努力義務」、第6条「通告義務」があります。通告義務は守秘義務が

妨げないこと、通告に際しては、通告者に虐待の証明を求めていること、対象は18歳未満であることなども理解しておきましょう。

学校に関する法規のうち、基本的な事項を押さえた後、さらに得点を伸ばすために学習したい規定として、指導要録(学校教育法施行規則第24条)、出席簿(同施行規則第25条)、健康診断票(学校保健安全法施行規則第8条)など「学校備付表簿」(学校教育法施行規則第28条)の規定があります。作成者や保存年数などの取り扱いについて押さえましょう。

この他に、教員の配置と職務内容(学校教育法第37条)、主に学校教育法施行令に定められている「就学」の手続きに関する規定、学校教育法施行規則に定める学期、休業日など教育活動の日程や、学校運営に関する規定(校務分掌、職員会議、学校評価)なども一通り学習しておきましょう。

練習問題

01 次の文は、体罰の禁止について述べたものである。(ア)～(オ)に当てはまる適切な語句の組み合わせを①～⑤から1つ選びなさい。

体罰の禁止については、(ア)法第11条で次のように述べられている。「(イ)及び教員は、(ウ)上必要があると認められるときは、(エ)の定めるところにより、児童、生徒及び学生に(オ)ことができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

- ① アー学校教育 イー校長
ウー指導 エー文部科学大臣
オー懲戒を加える
- ② アー教育基本 イー教頭
ウー教育 エー市町村教育委員会
オー出席停止を命じる
- ③ アー学校教育 イー校長
ウー教育 エー文部科学大臣
オー懲戒を加える
- ④ アー教育基本 イー教頭

- ウー指導 エー文部科学大臣
オー出席停止を命じる
- ⑤ アー学校教育 イー校長
ウー指導 エー市町村教育委員長
オー出席停止を命じる

02 教育に関する法規について述べた次のア～エの内容のうち適切なものの組み合わせを、あとの①～⑥から1つ選びなさい。

- ア 児童福祉法では、児童の定義は、満18歳に満たない者及び高等学校に在籍する者のうち成年に達しない者とされている。
- イ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- ウ 大学その他文部科学省令で定める者が文部科学大臣の認定を受けて行う免許状更新講習の時間は、30時間以上とされている。
- エ 小学校、中学校、高等学校の校舎には、少なく

とも教室(普通教室、特別教室等)、保健室、職員室を備えるものとされている。

- ① アのみ ② ウのみ ③ アとエ
- ④ イとウ ⑤ イとエ ⑥ アとウとエ

03 公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において備えなければならない表簿に関する記述として、学校教育法施行規則に照らして適切なものを、次の①～⑤から1つ選びなさい。

- ① 校長は、職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表を、20年間保存しなければならない。
- ② 校長は、その学校に在学する児童・生徒の指導要録を作成しなければならない。
- ③ 校長は、指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録について、各学校の実態に応じ、その保存期間を定める。
- ④ 校長は、児童・生徒が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、原本を転学先の校長に送付しなければならない。
- ⑤ 校長は、当該学校に在学する児童・生徒について出席簿を作成しなければならないが、当該児童・生徒が卒業した日から一年以内に廃棄する。

04 次の文は、学校保健安全法施行規則第9条の一部である。文中の(ア)～(カ)に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。
- 一 疾病の(ア)を行うこと。
 - 二 必要な(イ)を受けるよう指示すること。
 - 三 必要な検査、(ウ)等を受けるよう指示すること。
 - 四 (エ)のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
 - 五 (オ)への編入について指導及び助言を行うこと。

- 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- 八 机又は腰掛の調節、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
- 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な(カ)を行うこと。

05 次の文は、「学校保健安全法」の条文である。文中の(ア)～(ウ)に当てはまる語句の正しい組み合わせを、あとの①～⑤から1つ選びなさい。

第13条 学校においては、毎学年(ア)に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、(イ)ときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第14条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の(ウ)を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

- ① アー定期 イー必要がある
ウー予防処置
- ② アー6月30日まで イー感染症が発生した
ウー予防接種
- ③ アー定期 イー必要がある
ウー改善指導
- ④ アー6月30日まで イー必要がある
ウー予防処置
- ⑤ アー定期 イー感染症が発生した
ウー改善指導

06 次は、いじめ防止対策推進法の条文の一部である。文中の(ア)～(エ)に当てはまる語句の正しい組み合わせを①～⑥から1つ選びなさい。

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな(ア)と(イ)を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び(ウ)の充実を図らなければならない。